

水銀汚染防止法の施行状況と 動向について

令和 4 年 1 月
経済産業省製造産業局
化学物質管理課

水銀汚染防止法の背景と概要

- 水銀汚染防止法は、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、特定水銀使用製品の製造、新用途水銀使用製品（※）の製造販売の禁止、水銀等の貯蔵及び水銀を含有する再生資源の管理等について所要の措置を講じている。
- 環境省と共管。経済産業省の所管に係る事業における水銀等の使用の許可の申請等を所管。
※既存の用途に利用する水銀使用製品として省令に定められていない水銀使用製品。その利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するものである場合は、製造又は販売が可能。

背景

世界規模で水銀対策を行う必要性が認識され、2010年から条約作成のための政府間交渉を開始

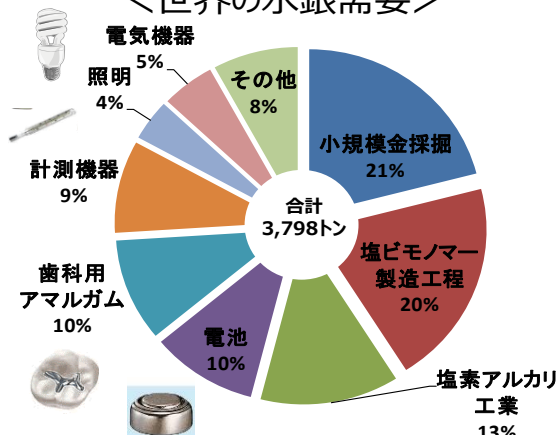
我が国がホストを務めた国連環境計画主催の外交会議（於：熊本市、水俣市）において、水銀に関する水俣条約の採択（2013年10月）

水俣病を経験した我が国として、同条約を早期に締結するとともに追加的措置を講じ、世界の水銀対策に主導的に取り組むことが必要（条約発効日：2017年8月16日）

法律の概要

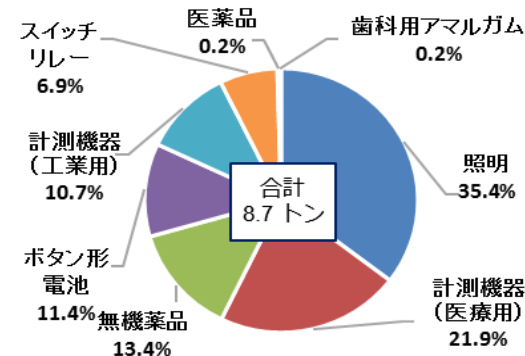
- （１）水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定する。
- （２）水銀鉱の掘採を禁止する。
- （３）特定の水銀使用製品について、許可を得た場合を除いて製造を禁止するとともに、部品としての使用を制限する等の所要の措置を講じる。
- （４）特定の製造工程における水銀等の使用を禁止する。
- （５）水銀等を使用する方法による金の採取を禁止する。
- （６）水銀等の貯蔵に係る指針を定め、水銀等を貯蔵する者に対し定期的な報告を求める。
- （７）水銀含有再生資源の管理に係る指針を定め、水銀含有再生資源を管理する者に対し定期的な報告を求める。
- （８）その他罰則等所要の整備を行う。

＜世界の水銀需要＞



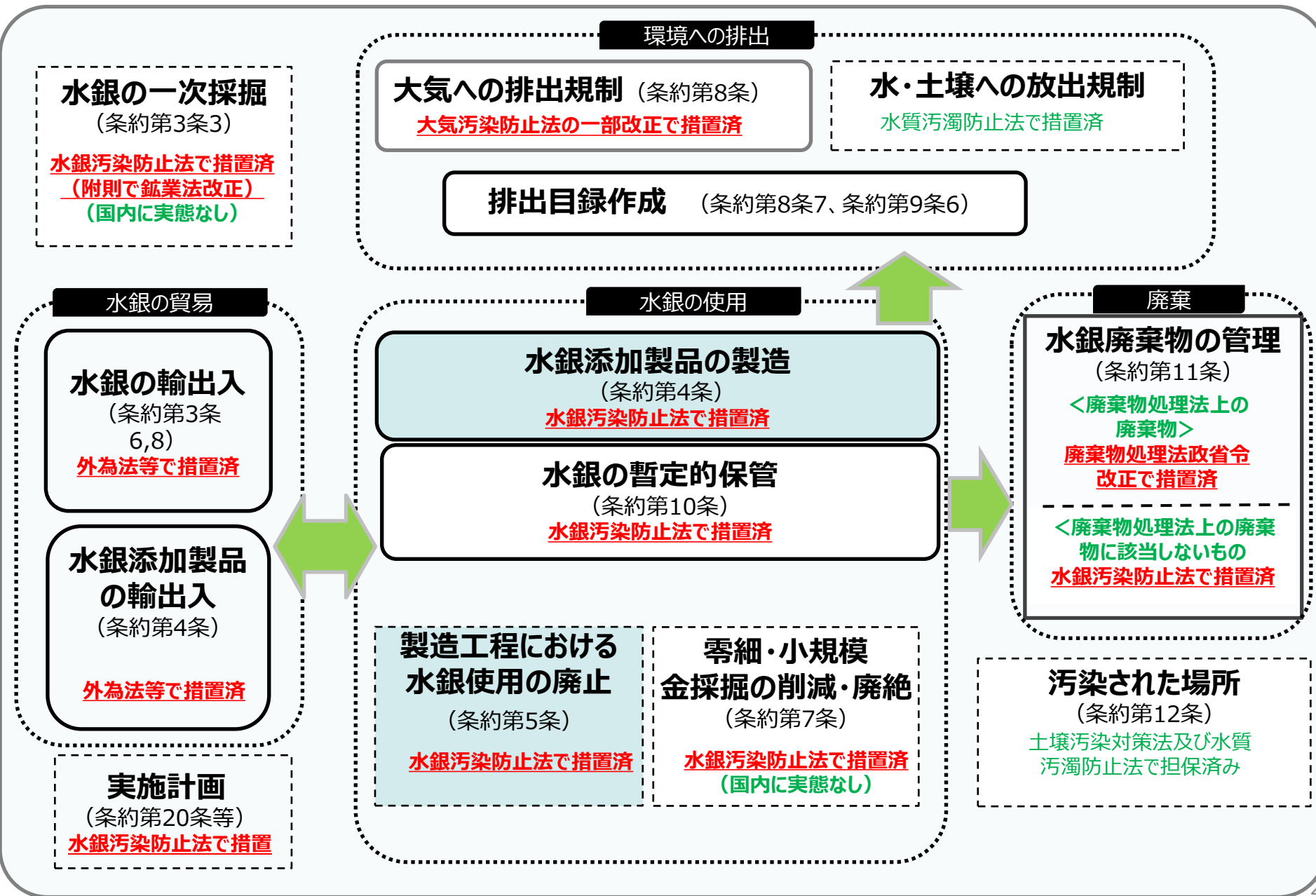
出典：UNEP Technical Background Report to the Global Atmospheric Mercury Assessment (2008)

＜日本の水銀需要＞



（出典：我が国の水銀に関するマテリアルフロー（2010年度ベース、2016年度更新））

水銀に関する水俣条約と国内担保法



水銀法・外為法による経産省関連の水銀規制の動き

- 2017年8月16日の条約発効後、製造、使用、輸出入等の規制制度の運用を順次開始。必要に応じ、省令の改正等、運用の適正化に取り組んでいる。

2018年 1 月 1 日 特定水銀使用製品**第1陣**の規制を開始(製造・組込・輸出入の禁止)

《第1陣》水銀電池（特定のものを除く）、特定の一般照明用蛍光灯、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光灯・外部電極蛍光灯のうち特定のもの、化粧品、防除用薬剤（特定のものを除く）

※環境省と経済産業省の合同審議会において「個別の製品品目ごとに、・・・廃止期限の前倒し（水俣条約における期限より早い時期の廃止）を検討すべき」との方針が示されたことから、業界における水銀削減の自主努力、水銀代替の技術動向等に配慮しつつ、同合同審議会で検討した結果、一部の品目は第一陣規制として条約の廃止期限に前倒して規制が開始された。

2019年2月18日 水銀等の貯蔵ガイドライン・水銀含有再生資源の管理ガイドラインの改正版を公表

2019年3月 水銀法Q&Aの改訂

2019年10月 経産大臣を主務大臣とする特定水銀使用製品規制手引きを改訂

2020年12月31日 特定水銀使用製品**第2陣**の規制を開始(製造・組込・輸出入の禁止)

《第2陣》ボタン形アルカリマンガン電池、スイッチ・リレー、一般照明用高圧水銀ランプ、マーキュロクロム液（赤チン）、非電気式の気圧計・湿度計（特定のものを除く）・圧力計（特定のものを除く）・温度計（特定のものを除く）・血圧計

2021年12月 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画の点検実施

2022年以降 水銀法の施行後 5 年を経過することから、この法律の施行の状況について検討を行い、必要に応じ所要の措置を講じていく予定

水銀に関する水俣条約附属書A（水銀規制対象製品）見直し

水俣条約第3回締約国会議(COP3)（2019年11月）決議事項

- ◆ 加盟国は、附属書A, B（水銀添加製品及び水銀又は水銀化合物を使用する製造工程）について、水銀を含まないものへの代替に関する技術的及び経済的な可能性、ヒト健康及び環境へのリスク及びメリット等についての情報を提出
- ◆ 専門家グループを設立し、上記をとりまとめ、H Pにて公表(2021年4月30日) → COP4.1(2021年11月1-5日) に報告

水俣条約第4回締約国会議＜第1部＞(COP4.1)（2021年11月）

- ◆ オンラインで実施。予算、作業計画及び水俣条約第4回第2部の開催形態を議論。

水俣条約第4回締約国会議＜第2部＞(COP4.2)（2022年3月）

- ◆ インドネシア・バリにて対面会合で調整中。**附属書Aの見直しについて議論される予定。**
- ◆ 附属書Aの改訂提案は3つ（①アフリカ、②EU、③スイス・カナダ）。**照明を除いて、ほぼ日本では使用されていない製品についての規制強化提案。**対応について今後検討予定。

水銀汚染防止計画

計画内容：水銀法第3条に基づき、2017年10月に策定

第一 水銀等による環境の汚染を防止するための基本的事項 （※赤字部分が経済産業省所管）

- ・水銀の採掘
- ・水銀の輸出入
- ・水銀添加製品の製造、組込、輸出入等
- ・製造工程における水銀等の使用
- ・水銀等を使用する方法による金の採取
- ・大気や水等への排出、放出
- ・水銀廃棄物以外の水銀等の環境上適正な暫定的保管
- ・水銀廃棄物
- ・汚染された場所

第二 国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項

第三 その他条約の的確かつ円滑な実施を確保するための重要な事項 （補足的措置）
健康に関する側面、情報の交換、公衆のための情報、啓発及び教育、研究、開発及び監視・国際的な協力

点検結果概要：関係府省庁連絡会議にて計画の実施状況の点検を実施

当該計画の点検は、水俣条約第21条の実施状況報告（※2021年12月末め）に合わせ、当該報告の前に、関係府省庁連絡会議において点検することとされている。

- 計画に沿って着実に施策が実施されていることが確認された。
- 水銀の輸出入（注1）については、水銀輸出の年度毎の総量、輸出国、用途を記載し、適正に管理されていることを確認（輸入は実績無し）
- 水銀添加製品の製造・組込（注2）、輸出入の承認件数を記載し、適正に管理されていることを確認
- 水銀等の貯蔵、水銀含有再生資源の管理が適正に管理されていることを確認
- 水銀の採掘及び製造工程における水銀等の使用は水銀法施行日より禁止しており、新たな動きは無い

（注1）外為法にて規制
（注2）水銀法にて規制。製造業に関しては当省所管